

○栃木県道路占用料徴収条例

昭和二十八年三月二十三日

栃木県条例第三十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十九条の規定に基き、栃木県道路占用料徴収条例を次のように定める。

栃木県道路占用料徴収条例

(目的)

第一条 この条例は、道路法(昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。)第三十九条の規定に基づき、県が道路の占用につき徴収する占用料の額及びその徴収方法について定めることを目的とする。

(昭五一条例二二・一部改正)

(占用料の額)

第二条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により協議が成立した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。)第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占有することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間)。以下この項、次条第一項及び別表の備考第八号において同じ。)に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)の合計額とする。

2 知事は、前項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不相当であると認められる占有物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定めることができる。

(昭五一条例二二・全改、平九条例一〇・一部改正)

(占用料の徴収方法)

第三条 知事は、道路の占用について、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により協議が成立したとき(電線共同溝に係る占有に

あつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立したとき(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始したときが当該許可をし、又は当該協議が成立したときと異なる場合には、当該敷設工事を開始したとき))は、前条の規定により算出された占用料を一括して直ちに徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合には、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を年度当初において、一括して徴収するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、占用料を一括して納入させることが困難であると認める場合は、これを分割して納入させることができる。
- 3 既に納付した占用料は、返還しない。ただし、法第七十一条第二項により許可を取り消した場合は、その翌月以降の料金(日額をもつて占用料を徴収するものにあつては、その翌日以降の料金)は返還することができる。

(昭三二条例一〇・昭五一条例二二・平九条例一〇・一部改正)

(占用料の減免)

第四条 知事は、占用が次の各号の一に該当すると認めるときは、占用者の申請により占用料の額の一部又は全部を免除することができる。

- 一 法第三十九条第二項ただし書に該当する事業又は地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第六条に規定する公営企業のために占用するとき。
- 二 公衆の用に供する軌道、電気、ガス、水道又は下水道の事業のために占用するとき。
- 三 水管、下水管又はガス管の各戸引込管の設置のために占用するとき。
- 四 前各号の外、知事が特に必要があると認めるとき。

(昭五一条例二二・一部改正)

(委任)

第五条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和二十八年四月一日から施行し、昭和二十七年十二月五日から適用する。
- 2 この条例の施行の際現に占用している道路の占用料については、その占用期間の満了までは、なお、従前の例による。

附 則(昭和三三年条例第四九号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和三十四年一月一日から施行する。

- 3 この条例施行の際現に道路法(昭和二十八年法律第三十六号)第三十二条第一項の規定により占用している道路の占用料については、その占用期間の満了までは、この条例第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和四六年条例第一四号)

- 1 この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に占用の許可を受けている者に係る占用料の額については、なお従前の例による。

附 則(昭和五一年条例第二二号)

- 1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可を受け、又は第三十五条の規定による協議が成立して占用している道路に係る占用料の額及び徴収方法については、なお従前の例による。

附 則(昭和五六年条例第七号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則(昭和五九年条例第八号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和六三年条例第一四号)
この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則(平成九年条例第一〇号)
この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第二一号)
この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第五九号)
この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二三年条例第三八号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第四三号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第六三号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二九年条例第四一号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(令和三年条例第一五号)

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

別表(第2条関係)

(昭46条例14・全改、昭51条例22・昭56条例7・昭59条例8・昭63条例14・平9条例10・平19条例21・平20条例59・平23条例38・平25条例43・平26条例63・平29条例41・令3条例15一部改正)

占用物件		占用料(単位 円)			
		単位	所在地		
			第3級地	第4級地	第5級地
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	510	420	380
	第2種電柱		790	650	580
	第3種電柱		1,100	880	780
	第1種電話柱		460	380	340
	第2種電話柱		730	610	540
	第3種電話柱		1,000	830	740
	その他の柱類		46	38	34
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5	4	3
	地下に設ける電線その他の線類		3	2	2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	450	370	330
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルに	270	230	200

			つき1年			
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	910	760	680
	郵便差出箱及び信書便差出箱			380	320	280
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	1,900	960	670
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	910	760	680
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	19	16	14
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			27	23	20
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			41	34	30
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			55	45	41
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			82	68	61
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			110	91	81
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			190	160	140
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			270	230	200
	外径が1メートル以上のもの			550	450	410
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	910	760	680
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		A×0.005		
		階数が2のもの		A×0.008		
		階数が3以上のもの		A×0.01		
		上空に設ける通路		930	480	330
		地下に設ける通路		560	290	200

	その他のもの			910	760	680
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	19	10	7
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	190	96	67
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	190	96	67
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900	960	670
	標識		1本につき1年	730	610	540
	旗ざお		1本につき1月	190	96	67
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	19	10	7
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	190	96	67
	アーチ		1基につき1月	1,900	960	670
	令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	910	760
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	190	96	67
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			つき1月	91	76	68
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	A×0.016	A×0.019	A×0.023
	上空に設けるもの			A×0.023		
	地下(トンネルの上の地	階数が1のもの		A×0.005		

	下を除く。)に設けるもの	階数が2のもの				A×0.008
		階数が3以上のもの				A×0.01
		その他のもの				A×0.033
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		A×0.016	A×0.019	A×0.023	
	その他のもの		A×0.012	A×0.013	A×0.016	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		A×0.023			
	その他のもの		A×0.012	A×0.013	A×0.016	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A×0.016	A×0.019	A×0.023	
	上空に設けるもの		A×0.023			
	その他のもの		A×0.033			
令第7条第12号に掲げる器具			A×0.033			
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		A×0.016	A×0.019	A×0.023	
	上空に設けるもの		A×0.023			
	その他のもの		A×0.033			

備考

- 1 所在地とは、占有物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。
 - (1) 第3級地 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、河内郡上三川町、下都賀郡壬生町及び同郡野木町の区域をいう。
 - (2) 第4級地 鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀郡益子町、同郡市貝町、同郡芳賀町及び塩谷郡高根沢町の区域をいう。
 - (3) 第5級地 那須烏山市、芳賀郡茂木町、塩谷郡塩谷町、那須郡那須町及び同郡那珂川町の区域をいう。
- 2 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持する

ものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 3 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地(令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。
- 7 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 8 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。この場合において、1月とは、占有開始の日から翌月の占有開始の日に対応する日の前日(応当日のないときはその月の末日)までをいう。